

平成 2 9 年

第 3 回 3 月 定例 教育 委員会 議事 録

平成 29 年 3 月 28 日

大 野 城 市 教 育 委 員 会

## 次 第

- 1 招集日時
  - 招集日 平成 29 年 3 月 28 日
  - 開会時間 午前 10 時 00 分
  - 閉会時間 午前 11 時 15 分
  
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3
  
- 3 会議次第
  - (1) 議事録署名委員  
平成 29 年第 2 回議事録の署名委員 高木 和敏 委員  
今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
  
  - (2) 議事
    - 第 5 号 小学校・中学校管理職員等の人事について
    - 第 6 号 教育委員会事務局職員の人事について
    - 第 7 号 大野城市心身障がい児就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について
    - 第 8 号 大野城市ことばの教室就学前教室設置要綱の制定について
    - 第 9 号 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
    - 第 10 号 大野城市立小学校学力向上支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
    - 第 11 号 大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
    - 第 12 号 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について
    - 第 13 号 平成 29 年度大野城市教育振興基本計画について
  
  - (3) 教育長報告 なし
  
  - (4) 報告
  
  - (5) その他
    - ①教育長の業務報告（2～3 月分）
    - ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成 29 年 4 月分）
    - ③ 3 月定例議会 一般質問の概要について
  
- 4 出席した委員等 吉富 修（教育長）角 敬之 安部 一枝  
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春
  
- 5 欠席した委員
  
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也

教育政策課長	船越 康二
教育振興課長	森永 希代美
教育指導室長	黒澤 真二
スポーツ課長	船越 善英
ふるさと文化財課長	石木 秀啓
教育政策課係長	山本 耕督
教育指導室係長	山崎 栄子

7 会議の書記

教育政策課教育政策担当 渡邊 洋介

午前 10 時 00 分 開会

○吉富教育長

それでは、ただいまより平成 29 年 3 月定例教育委員会を開会いたします。傍聴の申し出はありません。

〔会議録承認〕

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の 2 月定例会にて高木委員さんをお願いいたしておりましたので、署名をお願いいたします。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ありがとうございました。今回の教育委員会議事録の署名につきましては、梶原委員さんをお願いいたします。次回の委員会において署名をお願いいたします。

○梶原委員

はい。

〔議 事〕

〔第 5 号議案 小学校・中学校管理職員等の人事について〕

〔第 6 号議案 教育委員会事務局職員の人事について〕

○吉富教育長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

最初の二つの議案は人事案件でございますので非公開とし、一旦報告者以外の者は退席をお願いいたします。

(非公開)

○吉富教育長

第 5 号議案、第 6 号議案につきましては、承認していただきましたので、報告しておきます。

〔第 7 号議案 大野城市心身障がい児就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

第7号に議案に進ませていただきます。

大野城市心身障がい児就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について、説明をお願いいたします。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

失礼します。第7号議案、大野城市心身障がい児就学指導委員会規則の全部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本件につきましては、平成25年度に一部改正されました学校教育法施行令の趣旨を踏まえ、障がいの状態や本人の教育的ニーズ、本人、保護者の意向、専門的見地からの意見などを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、その後の一環した支援を行うことが求められていることから、大野城市心身障がい児就学指導委員会規則の全部を改正するものでございます。

主な改正点といたしまして、3点ございます。

1点目は、規則の題名の変更でございます。これまでは「心身障がい児就学指導委員会」という名称でございましたが、国で行われております中央教育審議会から出された報告書や国からの通知により、「教育支援委員会」と名称を変更するよう求められておりますので、今回、会の名称を変更させていただこうと考えております。

2点目は、所掌事務の見直しでございます。これまでは主に、児童・生徒の適切な就学先を決定するための助言を行うことを所掌としておりましたが、今回の見直しでは、それに加え、就学先での支援体制をも含めて協議を行い、助言をしていく体制を整えたいと考えております。

3点目は、組織の見直しでございます。教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見などが必要であるため、構成メンバーを見直すものでございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問をお願いいたします。

角委員。

○角委員

前回、ちょっとご質問させていただきましたけれども、この組織は全てについて固定した人で判定するような形を考えていらっしゃるのかどうか教えてください。

○吉富教育長

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

今現在、全員というか、そういう形というものでなくて、それぞれの学校に応じた者で考えております。前回までは教頭先生とか校長先生も両方含まった形で、全部の小学校、中学校になっておりましたけれども、それは関係している学校の単位

として、それぞれ分けて行いたいと考えております。

○吉富教育長  
重ねてどうぞ。

○平田教育部長  
補足させていただきます。ここに書いてある1から6までは固定として、それに該当する校長先生たちが参加して委員会を開くという形でやっていきたいと考えております。  
以上になります。

○吉富教育長  
ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○角委員  
はい。

○吉富教育長  
ほかに質問はございますか。  
[「なし」の声あり]

○吉富教育長  
それでは、採決に入らせていただきます。  
第7号議案について、承認することに異議はございませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長  
異議なしですので、第7号議案は承認すべきものと決めます。

[第8号議案 大野城市ことばの教室就学前教室設置要綱の制定について]

○吉富教育長  
第8号議案、大野城市ことばの教室就学前教室設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。  
黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長  
第8号議案、大野城市ことばの教室就学前教室設置要綱の制定について、説明をいたします。  
本件につきましては、小学校入学前の聴覚、言語等に障がいのある幼児に対し、学習及び生活上の困難を克服するための通級による指導を行うことにより、円滑に小学校生活を送れるようになることを目的に、ことばの教室就学前教室設置に係る要綱を制定するものでございます。

主な内容について、説明いたします。

設置場所につきましては、月の浦小学校のことばの教室に併設いたします。

対象児は、大野城市に住所を有する年中児及び年長児とし、聴覚、言語機能等に障がいをもつ者としたします。

実施する事業内容といたしましては、言語障がい、難聴などの改善に係る指導やコミュニケーション能力や話す意欲の向上に関する指導、学習に必要な能力の向上に係る指導及び保護者からの教育相談に関することを行います。

教室の定員は30名としたします。

指導員は、特別支援教育の専門的指導経験を有する方を市のほうで採用いたします。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。よろしいでしょうか。どうぞ、梶原委員。

○梶原委員

北小学校にもことばの教室があると思うんですけど、今後、そちらのほうにもこの制度は入っていくことはあるんですか。

○吉富教育長

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

現在、北小学校、北教室のほうが中学生教室と併設しております。今現在の物理的な、いわゆるスペース的な部分を考えますと、そちらにもつくるというのは非常に難しいかと思えます。ただ、今後、そういう北教室、南教室の就学前、それから小学校、中学生教室に関しましては、今後の検討課題という形で、また別のところに設置をするなり、検討、調査・研究はしていく必要があると考えております。

○梶原委員

ありがとうございます。

○吉富教育長

優しい、ご配慮の伴った質問、ありがとうございます。大野北にことばの教室がありましたときには、南のほうから通いやすいところということで月の浦が実現しましたように、今度は就学前についても一緒だろうと思えますので、検討の課題に上げていきたいと思えます。

ほかにお尋ねございませんか。

どうぞ、お願いします。

○角委員

様式1号と様式3号なんですけれども、これは保護者のほうから出すんですが、入るときは申請書に印鑑は要らないけれども、退級のときだけは印鑑押させるんですね。

○吉富教育長

どうでしょうか。様式についてのお問い合わせでございます。質問の趣旨はわかりましたか。

○黒澤教育指導室長

はい。

○角委員

前、大野城ではほとんど印鑑を押させないようにしていますという回答があったので。

○吉富教育長

様式3の11ページのほうは印じるしがあります。様式1のほうはございませんので、いかがですかということでございました。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

ありがとうございます。印はもう押させないような形で訂正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○吉富教育長

じゃあ、この場で、今、様式第3として「保護者氏名、印」とありますが、「印」をとるということで、この場で提案させていただきたいと思います。

ほかに質問、確認ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第8号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

ありがとうございます。異議なしですので、第8号議案は承認すべきものと決めます。

〔第9号議案 大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について〕



○吉富教育長

早速に進ませていただきます。

第9号議案、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

第9号議案、大野城市不登校対策サポートティーチャー派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をいたします。

本件につきましては、これまで不登校対策サポートティーチャーは市内小中学校の校内適応指導教室のほか、北コミュニティセンター内に設置する適応指導教室にも派遣しておりましたが、平成29年度からは各中学校に設置する校内適応指導教室の専属教員として位置づけるとともに、不登校児童・生徒の家庭への訪問を業務内容に追加することから、改正を行うものです。

主な改正点といたしまして、4点ございます。

1点目は、第1条に定める目的でございます。「相談室」と「適応指導教室」の文言を削り、「校内適応指導教室」のみに派遣するように文言整理をするものです。

2点目は、第3条に定める役割でございます。現行では設置していない「相談室」の文言を削り、文言の整理を行うものです。また、サポートティーチャーが家庭訪問を行い、学習指導や教育相談を行うことができるよう役割を追加するものです。

3点目は、第4条に定める派遣手続と第5条に定める派遣期間及び日数でございます。現行では、教育委員会で申請を受け、必要に応じ学校へサポートティーチャーを派遣することになっておりますが、次年度から各中学校へサポートティーチャーを1名ずつ配置すること及びサポートティーチャーの派遣期間は原則として1学期間になっておりますが、通年で教育委員会が配置することから、当該規定を削るものです。

4点目は、様式についてです。第4条を削ることにより、様式第1号の申請書も不要になることから、様式第2号を繰り上げることとし、あわせて記載内容を見直すものでございます。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきましての質問はございませんか。

お願いいたします。角委員。

○角委員

今まで小中学校の指導室にいろいろおられたんですけども、今度は中学校に置いて、その中学校区の小学校を見るというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○吉富教育長

黒澤室長、お願いします。

○黒澤教育指導室長

本年度まで、4名の配置をさせていただいておりました。中学校は5校ございますので、もう中学校ブロックという形で、小中連携の視点を視野に入れながら、中学校を拠点として事業展開していくというふうに捉えております。

○吉富教育長

どうぞお願いします。

○角委員

そうすると、この中に役割分担の範囲をどこかに明記していないと、ちょっとこう、中学校だと中学校しか見てないような感じになります。そこを少し工夫して、中学校区の面倒を見るんだということで、小中学校を見るとすると、児童・生徒というのが非常にわかってきます。児童・生徒と書いているから、小学校も見るんだよと言われればそうかもしれませんが、役割なり、対象エリアの中に中学校区の小中学校をというふうにとちょっと何か入れていただければ、誰にでもわかりやすいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○吉富教育長

今回の改正の最も端的な趣旨の部分でございますので、もう一度その部分の文言を加筆修正して提案し直すということでいいですかね。

○山崎教育指導室係長

はい。

○角委員

もう4月1日から実施でしょう。

○吉富教育長

この事業の実施に間に合いますか。この事業の実施に差し支えはございますか。

○山崎教育指導室係長

いえ、大丈夫です。4月の教育委員会でもう一度。

○吉富教育長

いいですかね。差し支えはございませんかね。

○黒澤教育指導室長

はい。

○吉富教育長

そしたら、それでいいでしょうか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

そしたら、今出されました趣旨に沿った表現を工夫して、再提案ということで進めさせていただきたいと思います。どうぞお願いします。

○船越教育政策課長

改正の考え方としては、ここの3条の第1項にありますところで、例えば、「第3条、サポートティーチャーは、派遣された中学校及びその校区内の小学校とかを担当し」といった感じの文言でよろしいですか。

○角委員

それでいいです。

○船越教育政策課長

それで、「次の各号の役割を担っているもの」と。そういう感じで改めたいと思います。

○吉富教育長

いいですかね。どうぞ、お願いします。

○角委員

様式なんですけれども、この派遣期間というのは、途中から派遣ということもあるんですか。派遣期間というのは、4月1日から3月31日まで1年間ずっと専属で派遣しているんじゃないんですか。わざわざ様式の派遣期間というのが要るのかなと思って。

○吉富教育長

指摘がどこかわかりますか。ご指摘は15ページの様式のところでしょう。その項目の二つ目に派遣期間と特別書いてあるところがありますが、これは年度を通した派遣ならば要らないのではということですが、これはどうでしょうか。

○角委員

年度途中からあるというのであれば、あるのかもしれませんが。

○吉富教育長

そういう個別的な事情は発生しそうですか。

○山崎教育指導室係長  
欲しいところではありますね。

○高木委員  
これ、運営されるのは4月1日からですかね。

○山崎教育指導室係長  
1学期から、4月6日からになります。

○高木委員  
4月6日から。

○山崎教育指導室係長  
はい。様式に年度とかいう記載がないので、いつの分か分かるために必要かと。提出された年月日を見ればわかるのはわかるんですけども、できれば必要です。

○吉富教育長  
ごめんなさい、どうぞ。

○安部教育委員  
相談の個票にもやはり年度でアンケートなんかをまとめるのに、別記号をつけて整理をしたりとか、それから個別の種類を引き出すのに工夫をすることもあるんですよね。そういうことを考えると、これは欲しいところでもありますね。別の書類をまた繰らないといけないという作業になりますよね、多分。だから、ケース・バイ・ケースによると思うんですよ、その状態がですね。ですから、これは年度で、一応、年度の確認があるけども、派遣はどうだろうという微妙な年度をまたぐところの事例もあるかと思imasuので、こういったことがあると、非常に後の事務処理がしやすいというのは、事務のほうはありがたいですね。

○吉富教育長  
どうぞ。

○梶原委員  
これは、前は学校に専属でなかったもので、ないところが専属で派遣してもらうことがあったから、この書類があったんであって、今度、専属になったら、何となくこれじゃない報告になるような。そしたら、全部の学校が1年間を通した報告書がこれ1枚になるということですかね。

○吉富教育長  
そのようなイメージになります。

○梶原委員

なりますよね。今までは、例えば、今回、サポートティーチャーを欲しい子がいるから来てくださいというときに、これを出すのは何となくわかるんですけど。

○高木委員

これは報告書だから、申請書はもう要らないんでしょう。

○山崎教育指導室係長

申請書は要らないです。

○梶原委員

申請書は要らないんですか。

○高木委員

今までは、先生が来て欲しかったら申請書を出さんと来れなかったんですよ。

○梶原委員

出したから報告書が要ったんじゃないかなと思うんですけど。だから、期間があったのかと。

○吉富教育長

そしたら、趣旨から言えば、個別的なはりつけになりますので、特段、期間を区切るような意味を持つ派遣期間は不必要だということになりますね。どうですかね。何か特別ございますか。

どうぞ、平田部長。

○平田教育部長

様式をもう一度見直して、あと、月々の報告とかという形の報告関係になってくるのかなと思いますんで、ちょっとそこら辺までしっかりもう一度様式を見直して、再提出させていただきたいと思います。

○吉富教育長

その趣旨の見直しでいいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○角委員

余り月々のとかいったら、また現場の先生たちや校長に負担が行くので、するなら学期ごとぐらいにしてください。

○平田教育部長

そこら辺、ちょっとしっかり協議して、もう一度出させていただきます。

○角委員

これ、年間やから、学期ごとにも要るのかもしれないね。

○吉富教育長

結局、もともとの発生がある事案の発生により要請が発生したということを受けての期間の特定だったんだろと思われまますから、その部分も含めて、再提案でお願いいたします。

それでは、再提案ということで、この第9号につきましてはさせていただきます。どうぞ。

○高木委員

これは、4月から一人の先生を張りつけられるんですね。それで、以前はたしか学期ごと、授業休業中、長期休業中は張ってなかったと思うんですね。今回は学期休業中でも4月から3月まで任用ということになるんですか。

○山崎教育指導室係長

実際にお仕事していただくのは学期ごとです。

○高木委員

学期ごと。

○山崎教育指導室係長

はい。ただ、ずっと1学期、2学期、3学期と同じ先生を任用し続けるということです。

○高木委員

はい。1学期が終わりますね。わかりやすく言うと、夏休みがありますね。冬休みがありましたね。今までは職務がなかったと思うんですよ。それをもう29年度、今年からはもうずっと。

○山崎教育指導室係長

いえいえ。そこはお休みです。夏休みと冬休みと春休みはお休みです。

○高木委員

それは、今までと変わらんわけですね。

○山崎教育指導室係長

はい。勤務形態は変わらないです。

○高木委員

変わらない。賃金の面からいうと、日給、月給制ですよ。

○山崎教育指導室係長

はい、そうです。

○高木委員

だから、夏季休業中なんかは1円も何もないということですよ。

○山崎教育指導室係長

はい。そうです。

○高木委員

ただ、保険どうのこうのがあったと思うんですけどね、ああ、そうですか。

○吉富教育長

確認はいいですか。

○高木委員

大事なことは、実務的には4月7日からでしょう。

○山崎教育指導室係長

はい。

○高木委員

そしたら、学校はもう生徒がいますね。行かれます。で、担任との打ち合わせとか、今度は家庭訪問が出ましたけどね、実際、実践してみても、やっぱり学校の先生方は夏季休業中とかに職員全体の研修が絶対入るんですよ。その中に、やっぱりサポートティーチャーがいないと。かなりかかわってもらえると思うんですよ。そこを私は通年になってよかったなど。

実務的なことを考えると、夏休みに家庭訪問とかを頻繁になされると、通じるなど。断片的にと。ああ、よかったなと思ったんですけど、その辺、やっぱり夏休みで切ってしまうと、そこで何か切れてしまうような気がしたんですね。それで、どうしても内情的には夏休みに行きたいなとか、実際にそういうのがあるんですよ。それがボランティア的な考えになってしまうわけですよ。要するに、そこがやっぱりもう少し工夫が要るかなという気がいたします。やっとならばサポートティーチャーの動きがとれたなど。そういう子どもと触れ合うチャンスなんですよ。しかし、ぱっと切れてしまうと、そこにやっぱり今から考える余地があるのかなと。

実は、先日の議会報告を見て、百数十名いたと。今度はソーシャルワーカーとかサポートティーチャーとなると、これはかなり市長さんも力を入れてあって、予算配当してあると思ったんですよ。その中の成果の中で、やっぱりサポートティーチャーの動きがと思ったんですね。

それと、つけ加えですけど、この原案を室長からお話があったときに、どういうことをしてあるのかと。指導日誌ですね、業務日誌といったらちょっと厳しくなり

ますけれども、こういう触れ合いをして、親と話したとか、それは大野城独自のあれでいいと思うんですよね。ただですら学校に足が向かない子をいかに適応指導教室、あるいは校内に行く。それが家庭訪問で、それはすぐには結果はでないと思います。だから、そこがちょっと気になりました。今すぐ答えは要りませんが、やっぱり実務的には与えられた8時半から5時の中では解決しにくい問題があります。家庭訪問になったら保護者との対応もありましょう。そしたら、やっぱり休日とか5時以降になるかと思えます。そういう面も、常に私申しています。パーフェクトはないんですよ。よりベターな方法でと考えると、ちょっとそこ、私、前からずっと、経験してきたことからですね。そうやって、そういうコミュニケーションといいますか、コンタクトがやっとなんと、前向きなんですよね。それは、スクールソーシャルワーカーでもそうです。サポートティーチャーでもそうです。僕はサポートティーチャーだよ、はい、君、君とかね、なかなか。子どもからすれば、何らかの要因で閉ざしている部分を開かせるだけで、まず1学期間ぐらいはかかる。そして、休み中にちょっとねという家庭訪問をするなり、こうするなり。やっぱり大変です。すぐには結果は出ないからです。そういうところをサービスの形態等も含めて考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○角委員

私もずっと通年だと思ったんですよ、夏休みも含めて。そうすると、不登校だと、もともと学校に行かないわけですから、外にも出ていない。夏休みとかにそのサポートティーチャーが話ができるようにもしもなったとする。そうするとき、ちょっと散歩に行っ、学校をちょっと見に行かないと言って、部活をやっている姿を見たりして、やっぱりいいよねという形で、じゃあ、行ってみようなかという、夏休みに使える、休みのときに使える効果的な働きかけができるのではないのかなと。そうすると、やっぱり夏休みだとか、お正月の休みだとか、冬休みだとか、春休みだとかいうのは、もう関係ありません、あなたもその部分は仕事ないんですよというのでは、やっぱり難しいかなと。やっぱり心の問題だから、特にそういうときを利用するようなことを配慮していただけたほうが、夏休みの期間中がもしもいなら、べたにして払うような方法をとって、来年度以降に予算化をもうちょっと頑張ってもらいたくとかね。

○吉富教育長

今のこの時期において雇用形態を見直して、今の現実的な側面を重視したような方法にするのは可能ですか。

○山崎教育指導室係長

予算が伴うことですので、むずかしいかと。



○吉富教育長

もちろんそうですので、現実的に今ご指摘の点は、例えば、私は春日市に在住でございますが、全く家から出てこないところまで回ってきてあるんですよね、夏休みも。そういった点は、決して大げさではなくて、現実的には存在はします。ですから、もしそういう現実的に対応していくのであれば、今の雇用形態を見直さなきゃいけないようになります。予算化も伴いますので、これは大きな課題として捉えさせていただいて、とりあえずは先ほどの期間とか文言等の加筆修正をして、また再提案というところでいいでしょうか。

○角委員

予算を押しなべて使うことはできないんですか。  
渡す総額は一緒ですから、月々に払うのを。

○平田教育部長

あと、幾つか保険関係とかいろいろありますので、そこら辺を課題として、来年度以降にさせていただきたいと思います。

○高木委員

せっかく配置するならば、より効果が上がる運用をと思ってですね。だから、雇用期間を1学期ごとに1年間と言われましたので、より効果が上がるかなと思って。でも、これは予算化のこともありますので、より実務的にお願いしたいなと思います。

○吉富教育長

それでは、先ほどのまとめで進めさせていただきたいと思います。

雇用のあり方につきましては、これは今後、今年度の検討課題ということで、検討期間ということで捉えさせていただきまして、文言等についての加筆修正で提案をお願いいたします。

[第10号議案 大野城市立小学校学力向上支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について]

○吉富教育長

それでは、第10号議案に行きます。

大野城市立小学校学力向上支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いいたします。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

第10号議案、大野城市立小学校学力向上支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明いたします。

本件につきましては、次年度から小学校学力向上支援員を全校に派遣するとともに、指導学年と指導教科の見直しを行うことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点といたしまして、4点ございます。

1点目は、第2条に定める支援対象の見直しでございます。現行要綱では、「小学校第2学年から第4学年までの算数科」としておりましたが、次年度から「小学校第3学年から第4学年までの国語科及び算数科を対象とする」ことに見直すものでございます。理由としましては、中学年から特に学力の個人差が非常につきやすいということ、また大野城市の実態から、国語科にも課題が非常に多く見られるということからでございます。

2点目は、第3条第1項第4号に定める支援内容の見直しでございます。現行では、派遣された学校の学級担任も支援内容として規定されておりますが、運用上、担任を持つことはありませんので、当該条文を削除するものでございます。

3点目は、第3条第4項に定める指導時間の見直しでございます。現行では、指導時間は年間700単位時間以上と規定しておりますが、次年度からは2教科を指導すること及び学力向上支援員1人当たり2校をかけ持ちすることから、指導時間は運用の中で定めることとし、当該条文を削除するものでございます。

4点目は、第6条から第8条に定める派遣の決定などに関する条文の削除です。現行では、学力調査の結果等により教育委員会が決定することになっておりますが、次年度からは小学校全校に学力向上支援員を配置するため、当該条文を削除するものです。

説明は以上でございます。

#### ○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

ちなみに、説明に対する質問ではありませんけど、一般の方々、高木先生を除くと一般の方々ですので、700というのがどんな数字を持つものか、ちょっと説明してください。

どうぞ。

#### ○黒澤教育指導室長

自分が承知している範囲では、例えば、各学校に県費の職員で、少人数指導という形でついておる職員がいるんですが、その基準として、大体700単位時間以上ということで、週1単位時間が年間で35になりますので、その基準が700単位時間以上ということで制定されていると承知しております。

#### ○吉富教育長

年間標準週数が35週でございますので、それに20を乗じて、大体の指導可能な時間を20として、大体上限を700として区切る事例が多ございます。標準年間指導週数という言葉を使います。黒澤室長の説明のとおりでございます。

ちなみに、小学校の場合、週時程で組める最大のこま数は1単位時間45分として、

30までは組めます。それが、無理か無理じゃないかは別の問題して、組めます。そして、いろいろ今度は出てきましようけど、その学級に特別の指導をするということで、2時間を差し引いて、28時間が目いっぱいだと今言われています。

それでは、ただいまの説明について質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入らせていただきます。

第10号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第10号議案は承認すべきものと決めます。

〔第11号議案 大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について〕

○吉富教育長

第11号議案、大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明をお願いします。

黒澤室長、お願いいたします。

○黒澤教育指導室長

第11号議案、大野城市小中学校ヤングアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、説明いたします。

本件につきましては、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを目指す学生ボランティアをヤングアドバイザーとして、不登校児童・生徒の家庭にも派遣することを業務内容として追加することから、改正を行うものです。

主な改正点として、第1条の目的、第3条第2項の登録、第4条の派遣の各条に不登校児童・生徒の家庭へも派遣を行うことができるように文言を追加するものです。

説明は以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明につきまして、質問はございませんか。

より事業の適用範囲が広がったと、現実に即するようになったということでご理解いただければと思います。はい、どうぞ。

○高木委員

現在、去年の例がございますので、ヤングアドバイザーの登録は何名ほどいらっしやたんですかね。大体でいいです。

○山崎教育指導室係長

多分、10名ぐらいいます。

○高木委員

10名ぐらい。それは、やっぱりボランティアですか。昔、北コミの適応教室を何度か一緒にやったことがあったからですね。あしたはヤングの先生が見えますよとか話したこともあったんですけど、大体適応指導教室あたりが多いんじゃないかなと思うんですが、10名ほどですね。

○山崎教育指導室係長

はい。

○高木委員

わかりました。

○吉富教育長

ご確認はそれでいいですか。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第11号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第11号議案は承認すべきものと決めます。

〔第12号議案 大野城市スポーツ推進委員の委嘱について〕

○吉富教育長

第12号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

第12号議案、大野城市スポーツ推進委員の委嘱について、説明いたします。

今年度、2年の任期が終わりますので、大野城市スポーツ推進委員に関する規則第4条に基づき、大野城市スポーツ推進委員を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間になっております。

以上です。

○吉富教育長

質問がございましたら、どうぞ。  
角委員、お願いいたします。

○角委員

大野城市スポーツ推進委員に関する規則の選出区分の第1号はどうなっていますでしょうか。

○吉富教育長

選出区分第1号の規定でございます。お願いします。

○船越スポーツ課長

公益財団法人大野城市体育協会から推薦された者ということになっております。

○吉富教育長

続けてどうぞ。

○角委員

確かに、体育協会ということでお二人並んでありますが、ソフトボール協会員が二人ともなっているんですね。いっぱい団体もあるんじゃないかと思うんですけども、ダブらないように推薦を依頼していただいたほうがいいんじゃないのかなと。同一競技に重ならないように推薦をしていただきたいと言ったほうが、いろんなスポーツからの意見が出てくるんじゃないかというので、これは希望なんですけれども、今回はもうこれで推薦が来ていますからあれなんですけど、次年度というか、次回に推薦を依頼する際に、同一競技じゃないようにしていただきたいという要望をつけていただけないかと。希望です。

○吉富教育長

そしたら、そういう推薦のあり方についての工夫を重ねるということ。

○船越スポーツ課長

わかりました。

○吉富教育長

進めていいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

そうしましたら、第12号議案につきまして、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第 12 号議案は承認すべきものと決めます。

[第 13 号議案 平成 29 年度大野城市教育振興基本計画について]

○吉富教育長

第 13 号議案、平成 29 年度大野城市教育振興基本計画について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越教育政策課長

第 13 号議案は、平成 29 年度大野城市教育振興基本計画についてでございます。

対象期間は、平成 27 年度から平成 30 年度といたしております大野城市教育施策大綱の 3 年目というところで、施策大綱に掲げる基本目標を実現化するために、平成 29 年度における重点目標、あるいは取り組みについて定めるものでございます。

この基本計画案の策定に当たりましては、市役所内の職員からの意見募集、それから、1 月、2 月の教育委員会協議会におけるご意見、あるいはご助言をいただいて、必要な修正を加え、さらに昨日の総合教育会議にも議題として提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

○吉富教育長

それでは、即採決に入ってよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、これより採決に入らせていただきます。

第 13 号議案について、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第 13 号議案は承認すべきものと決めます。

ありがとうございました。

[教育長報告]

○吉富教育長

それでは、項目としては教育長報告になっておりますが、今月は特に委員の皆様へ報告すべき内容はございません。

[報 告]

○吉富教育長

進めさせていただきます。

次、報告でございますが、事前に伺っておりませんが、何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、以上で報告を終わります。

〔その他〕

(1) 教育長の業務報告(2～3月分)

(2) 教育委員会の主な行事・業務の予定(平成29年4月分)

(3) 3月定例議会 一般質問の概要について

○吉富教育長

そのほか何かございましたら。

石木課長、お願いします。

○石木ふるさと文化財課長

ご紹介をさせていただきます。

お手元にこういった冊子を配らせていただいております。表題といたしまして、大野小学校のセンダンの木と旌表旗ということで、大野城市の文化財ということで、印刷物を毎年度出しておるんですけれども、昨年8月に夏の企画展として実施いたしました成果をもとに、こういった冊子をまとめております。また、これを大野小学校を初め、市内の小中学校、また全国の文化財担当の市町にも配布いたしまして、こういった歴史があるんだということをお知らせしていきたいと考えておりますので、教育委員の皆様方にもお知らせ申し上げます。

以上でございます。

○吉富教育長

よろしくお読みください。

○平田教育部長

よくできていると思いますので、学校の子どもたちもこういうのを読んでいただくと、自分の学校に誇りを持てるのかなと思ひまして、教育委員さんたちにも見ていただいております。配付させていただきます。

28年度に展示もしましたし、職員頑張っておりますので、今後とも応援よろしく願ひいたします。

○吉富教育長

ほかに、いいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、以上をもちまして3月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前 11 時 15 分 閉会